

平成 2 4 年度

隨時（備品）監査報告書

下諏訪町監査委員

24監委第33号  
平成25年3月22日

下 諏 訪 町 長 青 木 悟 様  
下 諏 訪 町 議 会 議 長 濱 章 吉 様  
下 諏 訪 町 教 育 委 員 会 委 員 長 高 木 清 知 様

下 諏 訪 町 監 査 委 員  
星 野 岳 生  
中 山 透

平成24年度随時（備品）監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時（備品）監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

## 目 次

	ページ
1 随時監査日程 .....	1
2 監査目的 .....	1
3 監査内容及び方法 .....	1
4 監査の結果及び意見 .....	2

## 1 随時監査日程

月 日	曜日	課 等 名	場 所 等
1月16日	水	教育こども課	諏訪湖博物館・赤彦記念館

## 2 監査目的

町の設備、備品には専ら職員等が業務で使用するもののほか、スポーツ、芸術、学習等の分野では町民等が利用する目的で取得しているものがある。

後者の備品の管理・運営状況についても適宜監査を実施する予定であるが、今回は諏訪湖博物館・赤彦記念館の備品を対象とし、収集資料の管理状況を含めて監査を実施することとした。

## 3 監査内容及び方法

諏訪湖博物館・赤彦記念館内を視察し、備品、収集資料の管理状況について聴取したほか、町の備品台帳に記載のものについて現物との照合、備品シールの貼付状況の確認を行った。分館である歴史民俗資料館、今井邦子文学館、伏見屋邸は、今回の監査の対象外である。

#### 4 監査の結果及び意見

- (1) 諏訪湖博物館・赤彦記念館は、昭和46年に独立した博物館として高浜に開設され、平成5年に町制100周年記念事業の一環として現在地(西高木10616-111)に新設、移転された。

建物の設計者は、プリツカー賞を受賞した伊東豊雄氏である。その形状は、諏訪湖側から見るとドーム型であるが、奥(北側)で方形の建物と接続している。構造は鉄筋コンクリート造り2階建てで、入口ロビーはガラス張となっており、開放感がある建築物である。南側で町道湖浜線に面し、館前には諏訪湖の展望が広がり、北側道路は国道20号線に通じている。下諏訪駅からも徒歩約20分のところにあり、諏訪湖に関する博物館として好立地にある。

- (2) 館内の配置は、1階に特別展示室、収蔵庫、事務室、会議室、講堂等、2階西側に諏訪湖展示室、東側に赤彦展示室がある。

常設の展示物としては、諏訪湖展示室に諏訪湖、漁具漁法、スケート、氷切り等に関する資料や和田峠の黒曜石の資料があり、赤彦展示室には郷土の生んだアラギ派歌人である島木赤彦に関する書簡、書籍、遺品等の資料がある。

1階の特別展示室は企画展・特別展にあたっての会場となり、収蔵資料の展示や他の団体の展示に利用されている。

- (3) 館内の物品には「備品」と「収集資料」がある。前者は備品台帳、後者は収集資料台帳に記載されることになっている。備品登録は下諏訪町統一の金額基準(1万円以上)により作成されるが、収集資料は全品目を対象として博物館独自の書式で登録されることになっている。なお、収集資料のうち取得価額50万円以上のものについては町の財産管理の観点から備品台帳にも登録されている。

収集資料は、諏訪湖、諏訪の民俗・歴史、美術、島木赤彦等の広範囲にわたるものであり、その真贋、評価については今回の監査の対象外である。

- (4) 備品台帳に記載されている掛け軸、書簡、ブロンズ像の収集資料については、直接「備品シール」を貼付すべきでないため貼付を省略するか、シール札を掲げる方法によっており妥当である。ここで備品台帳の固有番号0200918664から0200918711まではブロンズ像(大和作内氏の作品)であるが、「品名・企画等」の記載が同一となっており作品の識別情報がないため台帳上現品を特定できない状況になっている。

(5) 保管状況に関しては、収蔵庫の施錠や空調は厳重に管理されており、空調は摂氏20度、湿度65%を保つように設定している。収蔵庫内は棚番地があり、大まかな所在は記録されているが、担当者の記憶に依存しているところがある。

収蔵前の資料は収蔵庫前室に一時保管されることになっている。往査時に前室には一時保管としては多量の資料が置かれていたが、その原因は他に適度な資料整理の場所がないこと、収集資料に係る諸記録の整備が追付いていないことによる。マンパワーの不足があるように見受けられるが、関係諸方面と対応を検討されたい。

(6) 書画・書簡の保管に関して、現品に触れる回数を減らすために写真データ化などの対応が必要と考えられるが、一部処理の遅れが見られた。

(7) 収蔵庫への入・出庫品の受払記録、職員の入・退室の記録作成については、入退出する者を3名の学芸員有資格者に限定していること、日々の資料等の動きが少ないことからして現時点では必要性が低いとのことであった。

物品資料の貸付、寄託については、相手方と貸付、寄託に関する書面を取り交したうえで実施している。

(8) 博物館のメインテーマは諏訪湖、赤彦であるが、これらテーマと関連性が低いと思われる資料も収蔵庫、前室に見受けられた。資料の収集は、下諏訪町立博物館条例第2条によっている。諏訪の民俗、歴史、美術等に関連する資料の散逸を防ぐため、既存の資料との重複しない範囲で寄贈を受けているが、寄贈件数が年々減る傾向にあるとのことであった。

参考：下諏訪町博物館条例第2条

下諏訪町を中心とする自然科学、人文科学に関する資料を収集、保管及び展示して教育的配慮の下に住民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を行うため博物館を設置する。

(9) 一部のOA機器には経年状況からみて合理的に使用できるか疑問なものがあったが、利用状況に応じて対処されたい。

※指摘された事項については、対処し報告願いたい。